

別表第2 班員配備体制一覽 令和5年度

部 (部長・副部长)	令和5年度人員			班 課等	初動 減員数	管理職	1号配備	2号配備	3号配備
	男	女	計						
総務部 (1)	21	5	26	総括班	-5	11	4	10	全 職 員 配 備 に つ く
	(4)	(0)	(4)	(危機管理課)		(2)			
	(8)	(2)	(10)	(総務課)	-2	(3)			
	(6)	(1)	(7)	(デジタル戦略推進課)	-2	(4)			
	(3)	(2)	(5)	(監査・選管委員会事務局)	-1	(2)			
	20	8	28	被害調査班	-6	5	4	11	
(11)	(5)	(16)	(市税課)	-3	(2)				
(9)	(3)	(12)	(納税課)	-3	(3)				
企画財政部 (2)	10	1	11	渉外広報班		5	2	4	
	(6)	(0)	(6)	(広報秘書課)		(2)			
	(4)	(1)	(5)	(議会事務局)		(3)			
	6	3	9	財務班	-2	3	2	3	
	(4)	(1)	(5)	(財政課)	-2	(2)			
	(2)	(2)	(4)	(会計課)		(1)			
	13	2	15	財務用度資材班	-3	8	4	6	
	(4)	(1)	(5)	(契約課)	-1	(3)			
(4)	(0)	(4)	(企画課)	-1	(2)				
(4)	(1)	(5)	(ふるさと創造課)	-1	(2)				
(1)	(0)	(1)	(工事検査員)		(1)				
市民生活部 (1)	10	14	24	食料供給班	-6	6	3	10	
	(3)	(8)	(11)	(市民課)	-2	(2)			
	(5)	(5)	(10)	(国保医療年金課)	-3	(3)			
	(2)	(1)	(3)	(人権推進課)	-1	(1)			
	7	2	9	衛生班	-2	3	2	4	
(7)	(2)	(9)	(環境課)	-2	(3)				
健康福祉部 (2)	20	20	40	福祉班	-7	12	6	16	
	(11)	(4)	(15)	(地域福祉課)	-4	(4)			
	(2)	(4)	(6)	(児童福祉課)	-1	(3)			
	(6)	(5)	(11)	(高年福祉課)	-1	(3)			
	(1)	(7)	(8)	(地域包括支援課)	-1	(2)			
	3	13	16	健康医療班	-2	4	4	8	
(3)	(13)	(16)	(健康課)	-2	(4)				
産業部 (1)	14	3	17	農林農地班	-3	7	3	7	
	(7)	(1)	(8)	(農林水産課)	-3	(3)			
	(5)	(1)	(6)	(農地整備課)		(2)			
	(2)	(1)	(3)	(農業委員会事務局)		(2)			
	9	1	10	生活必需品供給班	-4	5	2	4	
	(4)	(1)	(5)	(商工振興課)	-2	(3)			
(5)	(0)	(5)	(観光振興課)	-2	(2)				
都市建設部 (1)	20	0	20	道路河川班		8	4	10	
	(14)	(0)	(14)	(建設課)		(5)			
	(6)	(0)	(6)	(用地課)		(3)			

部 (部長・副部長)	令和5年度人員			班 課等	初動 減員数	管理職	1号配備	2号配備	3号配備
	男	女	計						
都市政策部 (1)	26	3	29	避難実施応急住宅班	-2	10	6	16	全 職 員 配 備 に つ く
	(16)	(1)	(17)	(都市計画課)		(5)			
	(5)	(1)	(6)	(まちづくり推進課)	-1	(3)			
	(5)	(1)	(6)	(町並み対策課)	-1	(2)			
上下水道部 (1)	14	1	15	給水班		2	3	7	
	(14)	(1)	(15)	(上水道課)		(2)			
	13	3	16	下水道班		4	4	8	
	(4)	(2)	(6)	(下水道管理課)		(1)			
教育委員会 (3)	(9)	(1)	(10)	(下水道施設課)		(3)			
	41	14	55	避難対策班		22	10	27	
	(3)	(1)	(4)	(教育総務課)		(2)			
	(5)	(1)	(6)	(教育環境整備課)		(4)			
	(3)	(2)	(5)	(学校教育課)		(2)			
	(5)	(0)	(5)	(小中一貫教育推進課)		(1)			
	(5)	(4)	(9)	(幼児教育課)		(4)			
	(3)	(4)	(7)	(すこやか給食課)		(2)			
	(9)	(2)	(11)	(社会教育課)		(4)			
	(4)	(0)	(4)	(人権教育推進課)		(1)			
新宮総合支 所(1)	(4)	(0)	(4)	(スポーツ振興課)		(2)			
	2	2	4	文化財班		1	1	2	
	(2)	(2)	(4)	(歴史文化財課)		(1)			
	9	6	15	新宮地域活動班	13	6	4	8	
揖保川総合 支所(1)	(8)	(5)	(13)	(地域振興課)		(4)			
	(0)	(1)	(1)	(図書館)		(1)			
	(1)	(0)	(1)	(体育館スポーツセンター)		(1)			
	9	6	15	揖保川地域活動班	13	6	4	8	
	(6)	(5)	(11)	(地域振興課)		(4)			
御津総合支 所(1)	(1)	(0)	(1)	(アクアホール)		(1)			
	(1)	(1)	(2)	(図書館)		(0)			
	(1)	(0)	(1)	(体育館スポーツセンター)		(1)			
	11	6	17	御津地域活動班	16	5	4	10	
御津総合支 所(1)	(9)	(5)	(14)	(地域振興課)		(3)			
	(1)	(1)	(2)	(図書館)		(1)			
	(1)	(0)	(1)	(体育館スポーツセンター)		(1)			
合計	278	113	391			133	76	179	

注1 各部長は、1号、2号配備体制及び総合支所への応援体制をとる職員をあらかじめ定めておくものとする。ただし、上記の配備班員数は原則的なものであり、災害の程度等を考慮のうえ、各部長において適正な班員を配備するものとする。

注2 地域活動部への緊急配備要員については、総合支所長の判断による招集とする。